

サービス付き高齢者向け住宅 登録事業者様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部
介護サービス担当課長
(公印省略)

重要事項説明書の提出について（依頼）

本県の高齢福祉行政の推進につきましては、日ごろから格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第11項に基づく有料老人ホームの運営状況等の報告の求めに関し、「有料老人ホーム設置者等からの報告の徴収について」（平成30年3月30日付け老高発0330第3号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）により、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅について、重要事項説明書の提出を求めます。

については、令和4年7月1日現在の状況を記載した重要事項説明書を e-kangawa 電子申請システムにより本課あて提出してください。

また、本課からのお知らせを送付する際の連絡先として、ご提出いただく重要事項説明書に記載されている事業所メールアドレスを活用させていただきますのでご承知おきいただきとともに、期限内に必ず提出くださるようお願いいたします。

不都合がある場合は問合せ先までご連絡ください。

1 対象住宅

令和4年7月1日時点で入居開始済みのサービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている有料老人ホーム

2 提出書類（住宅ごとに作成してください。）

- ・ 重要事項説明書

※記入例をホームページに掲載しておりますので、参考にしてください。

3 提出書類（様式）

県ホームページからダウンロードしてください。

(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f360705/>)

ホーム

> 健康・福祉・子育て

> 介護・高齢者

> 高齢者向け施設・住まい

> サービス付き高齢者向け住宅について

「重要事項説明書の提出について（有料老人ホームに該当するサ高住向け）」

4 留意点

(1)重要事項説明書は、令和3年11月に改正された様式（エクセル形式）で提出してくだ

さい。

(2)提出された重要事項説明書は県ホームページに掲載します。令和4年7月1日の運営状況を正しく反映させてください。

(3)重要事項説明書は、別添1、別添2についても併せてご提出ください。

(4)ファイル名には事業所名を記載してください。

(例)重要事項説明書(サービス付き高齢者向け住宅〇〇).xlsx

5 提出先について

様式等を掲載している県ホームページに e-kanagawa 電子申請システムへのリンクを掲載しています。そちらからご提出ください。

(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f360705/>)

6 提出期限

令和4年8月1日(月)

問合せ先

高齢福祉課保健・居住施設グループ

電話(045)210-1111(代表)内線4857~4859